別記4 農業支援サービス事業支援タイプ

第1目的

農業従事者の高齢化、農村人口の減少等により農業現場の人手不足が見込まれる中、将来的に農業生産を維持・拡大していくためには、ドローン防除作業の受託やスマート農機のシェアリングなど農業者を支援するサービスを提供する「農業支援サービス事業」の育成・普及が必要である。

このため、以下に定める農業支援サービス事業に係る取組に対して支援する。

第2 取組の内容等

1 交付対象とする取組の内容

農業支援サービス事業支援タイプ(以下「本対策」という。)での取組の内容は、以下の とおりとする。

- (1) 農業者の行う農作業を代行する取組
- (2) 農業者が使用する農業用機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組
- (3) 作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組
- (4) 農産物(生育途中のものを含む。)、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の 分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組
- (5) (1) から (4) までに該当しない農業支援サービスであって、事業実施主体と地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。) が協議して認める農業支援サービスを農業者に提供する取組
- 2 交付対象経費

本対策の交付対象経費は1の取組に必要な農業用機械等の取得又はリース導入に係る費用とし、本対策の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によってその金額が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに、ほかの事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

- 3 交付率
- (1) 1/2以内とする。
- (2) 単年度の交付限度額は、1,500万円以内とする。
- 4 成果目標

事業実施主体は、本事業の成果目標について、事業実施年度の翌々年度における事業実施 主体の提供するサービスを活用する経営体数、農地面積又は売上に係る目標を、事業実施計 画に定めなければならない。

5 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

6 事業実施計画の基準

事業実施計画は、事業を実施しようとする事業者又はコンソーシアムが農業支援サービス 事業に取り組む内容について作成することとし、次の項目を全て記載するものとする。

- (1) 目標達成に向けて取り組む事業内容に関すること。
- (2) 事業により期待される効果に関すること。
- (3) 事業実施の成果目標に関すること。
- 7 採択基準
- (1) 農産局長が設置する外部有識者等で構成される選定審査委員会において、応募者から提

出された申請書を審査・採点し、予算の範囲内で、ポイントの高い者から順に採択するものとする。なお、同ポイントの申請書類が複数あった場合は、事業費が少ない者を優先的に採択するものとする。

(2) 農産局長又は地方農政局長等は、選定審査委員会による指摘等があった場合には、応募者に指示し、指摘等を反映した申請書類を提出させることができることとする。 なお、この場合にあっても、ポイントの変更は行わないものとする。

8 交付対象基準

- (1) 事業実施主体は、農業用機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業用機械等の希望 小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス (AGMIRU「アグミル」) の活用等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等に より、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。
- (2) 交付の対象となる農業用機械等は、動産総合保険等の保険(盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。)に確実に加入するものとする。
- (3) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業用機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)の期間内における本対策の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (4) 本体価格(複数の物品をまとめて使用する場合にあっては一式の価格)が50万円以上の農業用機械等(アタッチメントを含む。)であること。
- (5) 原則、新品であること。

ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業用機械等(法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数(年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。)が2年以上の農業用機械等をいう。)も対象とすることができるものとする。

- (6) 農業用機械等を導入する場合、以下の要件を満たすものとする。
 - ア 交付対象は、農業支援サービス事業の取組に必要な農業用機械等に限るものとする。
 - イ 農業用機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
 - ウ 農業用機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第24に定める財産管理台帳の写しを、 地方農政局長等に対して提出するものとする。

地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業用機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

- (7) 農業用機械等をリース導入する場合、以下の要件を満たすものとする。
 - ア 農業用機械等のリース期間は、事業実施計画の事業実施期間以上で法定耐用年数以内 とする。
 - イ リースによる導入に対する交付額(以下「リース料交付額」という。)については、 次の算式によるものとする。

「リース料交付額」=「リース物件購入価格(税抜き)」×交付率(1/2以内)

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合 又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額につい ては、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を 当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する 場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次の算式により算出した値の いずれか小さい方とする。 「リース料交付額」=「リース物件購入価格(税抜き)」×(「リース期間」

÷「法定耐用年数」)×交付率(1/2以内)

「リース料交付額」= (「リース物件購入価格(税抜き)」 - 「残存価格」)

× 交付率 (1/2以内)

- (8) 次に掲げる経費は、交付対象としない。
 - ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
 - イ 他の国庫補助金を受けた(又は受ける予定の)経費
 - ウ 本体価格が50万円未満の農業機械等(アタッチメント含む。)の導入又はリース導入 に係る経費
- (9) 農業機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ(以下、「農機データ」という。)について、農業者等が当該データを当該農業機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本取組を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、Application Programming Interface (複数のアプリケーション等を接続(連携)するために必要な仕組み。以下、「API」という。)を自社のwebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備している、又は令和4年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。

第3 事業実施等の手続

- 1 事業実施計画の作成及び提出
- (1) 事業実施主体は、別紙様式1号の3に定める事業実施計画を作成し、別紙様式2号の4により地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、別に定める公募要領により選出された交付予定者については、選定された応募者に通知することにより、事業実施計画の承認を得たものとみなすことができる。
- (2) 事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する又は主たる活動を行う都道府県を管轄する地方農政局長等に事業 実施計画を提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、承認を行うに当たり、あらかじめ関係地方農政局長等に対し、事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

なお、事業実施主体が、特認団体の場合には、事業実施計画と合わせて別紙様式3号の3に定める特認団体協議書を提出し、地方農政局長等と協議を行うものとする。

- (3) 地方農政局長等は、事業実施主体から提出された事業実施計画を審査し、その承認に当たっては、必要に応じ関係部局で構成する検討会等を開催して協議の内容を検討することとし、検討会等の運営に当たっては公平性の確保に努めるものとする。
- (4) 成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、取組内容等を変更することができる。

ただし、成果目標の変更にあっては、重要な変更として、(1)に準じた手続を行うものとする。

- 2 事業実施状況の報告
- (1) 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の 達成状況について、毎年度、翌年度の6月末までに、別紙様式4号の3及び別紙様式5号

の2により当該年度における事業実施報告を地方農政局長等に報告するものとする。

- (2) 地方農政局長等は、1による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して別紙様式6号の4の改善計画を提出させる等、適切な改善措置を講ずるものとする。
- (3) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、(1)及び(2)に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

3 取組の評価

(1) 事業実施主体は、事業実施計画等の目標年度の翌年度において、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末までに、別紙様式第4号の3及び別紙様式第5号の3により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にあっては、報告を受けた 地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

- (2) 地方農政局長等は、(1) による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する 検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、その結果を公表するとともに、事 業実施計画に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対して、別紙 様式6号の4の改善計画を提出させる等、適切な措置を講ずるとともに、当該評価結果及 び指導内容を農産局長に報告するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、第3の1(4)の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(4) 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

第4 事業実施主体

- 1 事業実施主体は、農業支援サービス事業を新たに始める事業者又は新たな農業支援サービス事業の展開を行う既存の事業者であって、本要綱別表1のIVの事業実施主体欄の(1)から(11)までに定める者とする。
- 2 本要綱別表1のIVの事業実施主体の欄の(8)の別記4に定める「民間事業者」は、農業 支援サービス事業を新たに始める者又は新たな農業支援サービス事業の展開を行う既存事業 者であるものとする。
- 3 本要綱別表 1 のIVの事業実施主体の欄の(11)の別記 4 に定める「コンソーシアム」は、 次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
- (1) 都道府県、市町村、農業関係機関(農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等)、民間事業者、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等により構成されていること。
- (2) 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。
- (3) 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公 印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等 に係る規約(以下「コンソーシアム規約」という。)が定められていること。

- (4) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る 不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されているこ と。
- (5) 各年度の事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

第5 電子情報処理組織による申請等

- 1 事業実施主体は、交付等要綱第8第1項の規定による交付の申請、第11の規定による申請の取下げ、第13第1項及び第2項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第16第1項の規定による状況報告、第17第1項の規定による概算払等の請求、第18第1項の規定による実績報告、同第4項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び第23第4項の規定による財産の処分の承認申請(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス(以下「eMAFF」という。)を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFFを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 事業実施主体は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、eMAFFにより提供する様式によるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項の規定により交付申請等が行われた事業実施主体に対する通知、 承認、指示及び命令については、eMAFFを使用する方法によることができる。
- 4 事業実施主体が第2項の規定により交付申請等を行う場合は、eMAFF のサービス提供者が 別に定める eMAFF の利用に係る規約に従わなければならない。

第6 その他

- 1 国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、地方公共団体との密接な連携による推進指 導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農 業信用基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。
- 2 本対策に係る交付金の交付を受けた事業実施主体が交付等要綱に定める要件を満たさない こと等が交付金の交付後に判明した場合には、国は、当該事業実施主体に指示を行い、地方 農政局長等に当該交付金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。
- 3 事業実施主体は、モデル育成及びその全国的展開を図るためのデータ提供等への協力及び 事業効果の検証に協力するものとする。

強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ

事業計画書

事業実施年度:	年度	_
事業実施主体名:		
代表機関名:		_

1 事業実施主体

代表者名 〇〇 (代表機関名・役職) 〇〇 〇〇 (氏名)

構成員

オブザーバー

※構成員が複数いる又はオブザーバーがいる場合、実施体制及び役割分担が分かる資料を添付すること。

目標年度

〇〇年度

※事業実施年度の翌々年度とする。

- 2 農業支援サービスの育成・普及に向けた取組方針 公募要領の審査の基準も踏まえ、以下の(1)から(3)全てを記載すること。
- (1)活動の事業性・取組の実現性

事前調査において〇〇件のニーズを把握しており、将来的に〇〇なため事業として成り立つ 〇〇を担ってきた組織があり、〇〇の経験を〇年持つ人員が〇〇人いる体制で取り組む 等

(2) 農業現場への裨益度

OOという課題のある農家を対象としたOOする取組であり、OOのコストのO%程度の低減が期待できる。 OOという一部の地域だけではなく同様の課題を持つOOといった地域にも展開可能である これまでOOという課題から限界のあったOOについて、この取組によりOOとなることが期待できる等

(3) 取組内容・技術等の新規性

農業現場においてはOOが一般的であったところ、OOに取り組むものである これまで、OOにしか使われてこなかったOOを農業に応用するものである 等

(4) その他(輸出等超低コスト生産型、みどり戦略型、高収益作物転換型のサービスに取り組む場合、 または農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定を受けていれば、その旨をご記載ください)

3 目標年度までの年度活動計画			
1年目:〇年度の活動計画			
2年目: 〇年度の活動計画			
3年目: 〇年度の活動計画			
その他			
- # #			
4 農業支援サービスの育成・普及に向けた	∶事業目標		
(1)から(3)までのいずれかを選択			
(1)事業実施主体の提 <u>供するサービスを活</u>	田才ス奴労は粉に依る日堙		
(1) 事業失応生体の提供するが ころとだ		〇年度	〇年度
(現状)	(事業実施年度)	<u>0+12</u>	(目標年度)
経営体数	(1)/()/()/()/()/()/()/()/()/()/()/()/()/()		(1) (1)
(2) 事業実施主体の提供するサービスを活	用する農地面積に係る目標		
○年度	〇年度	〇年度	〇年度
(現状)	(事業実施年度)		(目標年度)
農地面積(ha)			
(3) 事業実施主体の提供するサービスの売	上に係る目標		0 - -
〇年度 (現地)		〇年度	〇年度 (日標左序)
(現状) 売上(万円)	(事業実施年度)		(目標年度)
元工(万门)			
(参考) 想定している地域等(任意)			
(多句)心定している地域寺(正忠)			

5 事業費の具体的な内訳

(1) 経費の配分及び負担区分

\	1/性食少能力及0.食造色力						
	取組内容	実施時期	単価、台数等	補助事業に要する 経費(円)	負担区 国庫補助金(円)		備考
	ア 農業用機械等のリース導入			1256 (137	H H S S S S S S S S	[C 07 L (1 1)	
	イ 農業用機械等の取得						
F	A =1						
	合計						

※1:取組を行うメニューについて、適宜、行を追加して記入すること。

※2:仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には 「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

※3:各費目の細目ごとに具体的に記入し、備考欄には経費積算の基礎等を記入すること。基礎等は別添資料でも可。

(2) 事業完了(予定)年月日 年 月 日

- (3) 添付書類 (添付書類名を記載すること。)
 - 1. 事業の実施体制
 - 2. 事業の一部を委託する場合はその委託契約書(案) (又は写し)
 - 3. 財務諸表等、事業実施主体の財務状況が分かる資料
 - 4. その他事業計画の内容を補足する資料(任意)

(4)オープンAPIへの対応
トラクター、コンバイン又は田植機の導入又はリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況について
チェックを入れてください。
・導入 <u>を</u> 希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業デ <u>ー</u> タ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を
■整備している(又は整備する見込みである) 整備していない
(参考) APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー
(令和3年12月1日時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)
国内メーカー:井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社
海外メーカー: AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra) 、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH, New Holland, Steyr) 、
Deere & Company(John Deere), SDF group(SAME, DEUTZ-FAHR, Lamborghini)
ツーデートのはサムトリウウの光曲ルギナー・セント四野・ハゼーフェー・バーナー・リリー・カー・カー・バフェー・バーナー・「おけしっ
※ データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。「整備して
いない」を選択した場合であってもデータを連携できる環境を整備しているメーカーの農機への変更ができないかご検討ください。導入状況によっ
てはメーカーの選択理由を尋ねる場合がございます。
6 活動評価と改善の方法
の 活動計画と改善の方法 (1)評価
(2)評価に対する改善体制・方法等

 番
 号

 年
 月

 日

○○地方農政局長 殿 【北海道にあっては、北海道農政事務所長 【沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

> 事業実施主体名 所 在 地 氏 名

〇〇年度強い農業づくり総合支援交付金(農業支援サービス事業支援タイプ) 事業実施計画の(変更)承認申請について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務 次官依命通知)別記4第3の1に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式1号の3の事業実施計画を添付すること
 - 2 特認団体の協議にあっては別紙様式3号の3の特認団体協議書を添付すること

 番
 号

 年
 月

 日

○○地方農政局長 殿 【北海道にあっては、北海道農政事務所長 | 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

> 事業実施主体名 所 在 地 氏 名

〇〇年度強い農業づくり総合支援交付金(農業支援サービス事業支援タイプ) 交付決定前着手届について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知)別記4第3の1に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議 がないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

別紙様式3号の3 (別記4 第3の1関係)

特認団体協議書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名	代表者氏名	所在地	取組名
(特認団体名)			
特認とする理由			
	1		

- (注) 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること
 - 2 事業実施主体の事業実施計画書を添付すること
 - 3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること

別紙様式4号の3 (別記4 第3の2及び3関係)

|沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

 番
 号

 年
 月

 日

○○地方農政局長 殿 「北海道にあっては、北海道農政事務所長

> 事業実施主体名 所 在 地 氏 名

強い農業づくり総合支援交付金(農業支援サービス事業支援タイプ)の事業実施状況報告及び評価報告(〇〇年度)

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務 次官依命通知)別記4第3の2及び3の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- (注) 1 実施状況報告の場合は、関係書類として、別紙様式5号の2を添付すること
 - 2 評価報告の場合は、関係書類として、別紙様式第5号の3を添付すること
 - 3 交付等要綱別記4第3の2及び3による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、あわせて報告すること

強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ

年度 事業実施状況報告

策定年度:		年度	目標年度:	年度
事業実施主体名	i :			
代表機関名	:			

1 成果目標の達成状況 (1)から(3)までの) いずれ かた選択			
(1) 100 (3) 4 (0.	しい すれいで 選択			
(1)事業実施主体の提 <u>供</u>	t <mark>するサービスを活用する農業者等</mark>	に係る目標の達成状況		
	〇年度	〇年度	〇年度	達成率
	(事業開始前の現状)	(目標年度)	(当該年度)	(%)
経営体数				
(2) 事業実施主体の提供	はするサービスを活用する農地面積 ・	に係る目標の達成状況		
	〇年度	〇年度	〇年度	達成率
Г	(事業開始前の現状)	(目標年度)	(当該年度)	(%)
農地面積(ha)				
(2) 東紫史族主体の担体	ナナスサービッのキ b になて日悔の	/ 法		
(3)事未夫加土体の佐は	<u>せするサービスの売上に係る目標の</u> ○年度	〇年度	〇年度	
-	(事業開始前の現状)	(目標年度)	(当該年度)	<u>達成</u> 華 (%)
売上(万円)	(子木川川川川でランドバ	(日本十文)	() () () () ()	(70)
35— (***)				
(参考) 想定している地域	找等(任意)			
2 年度活動計画の進捗状	P:0			
1年目:〇年度の活動記	へ <u>ル</u> +画			
1 午日:〇千戊の石刻6	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
2年目:〇年度の活動記	†画			
3年目: 〇年度の活動記	十画			
その他				
COTIE				

事業評価シート

事業実施主体名 										
 1 成果目標の達成状況			_							
(1)から(3)までの	いずれかを選択									
1) 事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数に係る目標の達成状況										
	○年度	〇年度		(参考)目標値						
	(事業開始前の現状)	(目標年度)	(%)	(2 3 7 F MILE						
経営体数										
(2) 事業実施主休の提出	はするサービスを活用する農地配	元結に係る日標の達成状況								
	○年度	〇年度	達成率	(参考)目標値						
	(事業開始前の現状)	(目標年度)	(%)							
農地面積(ha)										
(3) 事業実施主体の提供	はするサービスの売上に係る目標	雲の達成状況								
	〇年度	○年度	達成率	(参考)目標値						
	(事業開始前の現状)	(目標年度)	(%)							
売上(万円)										
2_ 取組の総評(事業実施	<u></u> 主体記入欄)									
3 取組の総評(農産局記	2入欄)									

番 号 年 月 日

○○地方農政局長 殿 (北海道にあっては、北海道農政事務所長 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長)

> 事業実施主体名 代表者氏名

令和〇〇年度強い農業づくり総合支援交付金(農業支援サービス事業支援タイプ) における改善計画について

○○年度強い農業づくり総合支援交付金(農業支援サービス事業支援タイプ)において、 当初の事業実施計画における目標の達成に向け、下記の改善計画を実施しますので、報告し ます。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及びそれを解決する上での課題
- 3 事業の実績及び改善計画 (改善計画は1か年の計画とし、本事業の事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

			事業実施後の状況				改善計画			
	区分	指標	目標値(年)	事業開始 前の現状 (年)	事業実施 年度 (年)	1年後 (年)	2 年後 目 標 年 (年)	達成率	(年)	達成率
成果	事業実施主体の 提供するサービ スを活用する経 営体数	経営体数								
目標	事業実施主体の 提供するサービ スを活用する農 地面積	農地面積 (ha)								
	事業実施主体の提供するサービスの売上	売上 (万円)			- 14 to 1- 9					

- 注) 改善計画に2年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。
- 4 改善方策

(事業内容の見直しも含めた、課題解決に必要な方策を具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制